

危険木や放置竹林の伐採を支援します

～朝来市生活環境保全里山林整備事業～

事業概要

人命、財産の保護及び健全な居住環境の確保並びに適切な里山林の維持管理に資することを目的に、危険木や放置竹林の伐採に要する費用の一部を補助する制度です。

危険木とは？

市内の森林内に存する胸高直径 20 センチメートル以上かつ樹高5メートル以上の樹木で、倒木により住宅その他の建築物又は道路に被害を与えるおそれがあるもの

放置竹林とは？

森林内にある管理がされていない竹林で、倒竹や土砂崩壊により住宅その他の建築物又は道路に被害を与えるおそれのあるもの

※庭木や農地等の森林以外の場所に生えた木・竹は対象外になります。

補助額は？

補助率：3/4 補助金上限額：危険木（50万円）、放置竹林（75万円）

※事業費のうち消費税相当額は補助対象外になります。

申請できるのは？

- (1) 危険木又は放置竹林の所有者
- (2) 倒木等により被害を受けるおそれのある建築物等の所有者又は管理者で、当該危険木等の所有者から伐採等の承諾を得た者

申請に必要な書類は？

申請書様式（農林振興課までお問い合わせください）の他に、位置図、現況写真、見積書が必要になります。

※写真は建築物や道路との位置関係がわかるものの他、危険木の場合、胸高直径 20cm 以上であることがわかるものを準備してください。



この事業は森林環境譲与税を活用しています。



（お問い合わせ先）

朝来市農林振興課 TEL：079-672-2774